

令和２年度 第１回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和２年８月１９日（水）午後１時３０分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター２Ｆ 会議室
3. 会議録署名委員の指名 １号委員 河村委員
4. 報告事項
 - ① 令和元年度見附市国民健康保険特別会計決算について
 - ② 令和元年度見附市国民健康保険事業 業務報告について
 - ③ 国保事業における新型コロナウイルス感染症に関する取組みについて
5. 出席者
 - １号委員 河村委員、岩渕委員、寺尾委員
 - ２号委員 山谷委員、井口委員、大原委員
 - ３号委員 田隈委員、岡村委員、大原委員、高橋委員
 - ４号委員 小柳委員
 - 見附市 田伏課長、平瀬課長補佐、山田係長、野崎係長、小林主査
6. 欠席者 小此鬼委員（１号委員）、山田委員（２号委員）、田中委員（４号委員）
柄澤委員（４号委員）
7. 散会時間 午後２時３５分
8. 会議概要 以下のとおり

岡村会長	只今より、令和２年度第１回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
田伏課長	健康福祉課長の田伏と申します。本日は委員の皆様ご多用のところを会議にご出席いただきましてありがとうございます。 本日の議題ですが、次第にもございますように報告事項が３点ございます。１点目として９月４日から９月議会定例会が開会いたしますが、そこに議案として国保特別会計決算の認定を上程させていただく事になっておりますので事前に委員の皆様にご説明させていただきます。また、同じく昨年度の国保事業について報告をさせていただきます。その中で本日配布の資料をもとに医療費増に関する分析結果についてもお話をさせていただきます。３点目には新型コロナウイルスへの国民健康保険の対応として、国民健康保険税の減免、傷病手当金の給付について、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

岡村会長	ありがとうございました。 本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します
岡村会長	それでは、ここで会議成立のご報告をいたします。 本日の会議は、都合により 1 号委員の小此鬼委員、2 号委員の山田委員、4 号委員の田中委員、柄澤委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員 15 名中、11 名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第 3 条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議録署名委員を指名いたします。 会議録署名委員には、1 号委員の河村委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
岡村会長	それでは次第 3 の「報告事項」にはいります。 「①令和元年度見附市国民健康保険特別会計決算について」事務局に説明を求めます。
山田係長	お疲れ様です。健康福祉課国保医療係係長の山田です。 例年通り第 1 回国保運営協議会では前年度の決算、事業報告をさせていただきます。 まず報告事項① 『令和元年度見附市国民健康保険事業特別会計決算』について説明いたします。『資料 1』をご覧ください。 決算については最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いたします。説明に当たっては各項の左側に「説明用」とある番号を用いて説明します。 まず、右側の 57 番「形式収支」をご覧ください。81,472,561 円とありますが、これは 28 番歳入合計から 56 番歳出合計を引いたもので純粋な「歳入－歳出」で収支均衡を見るものです。この金額が令和 2 年度会計の歳入に繰越金として入る形になります。収支の考え方として形式収支の他に「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については点線囲みの中に記載してございます。 58 番「実質収支」は 74,308,299 円です。先ほどの形式収支の中には、歳入で県から交付金としてもらった中に、もらい過ぎで次年度に返還をする分も含まれています。その次年度に返還する額を差し引いたものが「実質収支」となります。ただし、もらい過ぎて返還する額は確定していません

るので今の時点での見込み額になります。

59 番「単年度経常収支・単年度実質収支」ですが、法定外繰入のない見附市ではこの 2 つは同じ金額になります。単年度経常収支は前年度からの繰越金などを含まないで純粹にその年単年度での収支がどうだったか、というものです。58 番の実質収支から、歳入 26 番繰越金を引き、歳出の 54 番基金積立金を足し、55 番諸支出金のうち普通交付金等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。令和元年度の単年度経常収支・単年度実質収支は 7,456,356 円となります。

昨年 2 月の運協で国保税率改定の審議の際には基金から 3,400 万円を繰り入れることにより国保税率を抑えます、という説明をしていました。しかし、実際には基金繰入を行わなくても 700 万円プラスと単年度でほぼ収支が均衡する結果となりました。これは試算よりも国保税収入が多かった事と、保健事業費や葬祭費、出産育児一時金などの支出が見込みよりも少なかったことによるものです。

つづいて個別の事項について説明します。

まず歳出からご説明いたします。資料右側をご覧ください。

『29 番 総務費』ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、前年度比 4.5%の増となっています。人事異動等による人件費増加によるものです。

『30 番 保険給付費』は前年度から 3.0%の増となりました。国保被保険者数は年々減っていますのでこの額は減になっていてよい箇所ですが、実際には増えています。ここについてはこの後の報告事項 2 番で説明します。

36 番から 40 番の退職療養諸費は退職者医療制度が平成 27 年 3 月に廃止され、そこから退職被保険者数が毎年減少している為大きく減少しています。令和 2 年度では退職被保険者数は 0 人になっています

『48 番 国保事業納付金』は県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより県が額を決定するものです。保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。4.9%増 873,904,453 円となっています。

	『51 番 保健事業費』は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や人間ドック、脳ドックの受診料助成のための費用です。 『54 番 基金積立金』は前年度から繰り越された 1 億 2 千万円のうち 5,000 万円を基金に積み立てたものです。基金残高の推移については右上に「参考」と書かれた『国民健康保険事業財政調整基金残高の推移』をご覧ください。現在 1 億 5 千万円が基金に積みまれています。 『55 番 諸支出金』は先ほど収支のところで説明しましたように前年の普通交付金などをもらいすぎていた額を返還した分などになります。 以上、歳出の合計は前年度比 0.1%減の 35 億 8920 万 2,793 円となりました。 続いて、歳入の説明に移ります。資料左側をご覧ください。 『1 番 国保税』は、令和元年度は税率の引き上げを行いました但被保険者数の減少により、総額としては前年度比で 1.3%減の 6 億 4372 万 3453 円となっています。 『16 番 国庫支出金』は当初予算には無かったものですが、システム改修に伴う補助金になります。これは来年 3 月からマイナンバーカードを医療機関に提示すると保険証と同じように使えるようになりますが、その為の市システムの改修経費を国が負担する分になります。今年度も同額程度のシステム改修を行います。 『18 番 県支出金』のうち 19 番普通交付金は歳出 31 番から 41 番の療養諸費、審査支払手数料を全額補う形で県からもらえる金額です。 『20 番 保険者努力支援』は保健事業の取り組みや保険税の収納率など、様々な評価項目により採点されインセンティブにより点数に応じた交付金がもらえるものになっています。 『24 番 基金繰入金』は国保会計が歳入不足の際に基金から国保会計に繰り入れるものです。予算には計上していましたが実際には繰り入れしなかったなので 0 円になっています。 『25 番 一般会計繰入金』は、安定した国保運営を図るため、人件費や
--	---

	事務に係る費用、また保険税軽減にともなう基盤安定繰入金などを市の一般会計から繰り入れるもので、前年度から 1.3%の増となりました。 『26 番 繰越金』は、平成 30 年度決算における形式収支額が令和元年度会計に繰り越されたものになります。 以上、歳入の合計は前年度比 1.3%減の 36 億 7067 万 5354 円となりました。 令和元年度見附市国民健康保険事業特別会計決算についての説明は以上になります。
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
河村委員	県の交付金は過大交付分は返さないといけないのでしょうか。
山田係長	県からもらう普通交付金は市が支払った保険給付費を全額県が負担してくれる分になります。交付不足が無いようにあえて若干多めに交付してもらい、翌年度に超過分を精算で県へ返すという運用になっています。
河村委員	一般会計から多くの繰入をしないと成り立たない会計のように見えるのですが。
山田係長	歳出の一般会計繰入金が 3 億 1 千万円あることを受けてのご意見かと思いますが、ここは我々職員の給与費を含んだ事務費や、国保税軽減をした際に国・県・市が負担する繰入金などでこの額になっています。法定外繰入などの、決まっている以上の繰入は行われていません。
河村委員	国保の主体が県に変わってから財政面で逼迫している面はないのでしょうか。
山田係長	平成 30 年の制度改正時には国が新たに何千億という公費を入れ、それに伴い見附市は以前より国保税が下がりました。その後税率は元に戻りつつはありますが、国が国保制度に入れているお金というのは以前より大きいですし加入者の負担が高くなったということはないと思います。県の財政が逼迫していても国保制度は国、県などの財政負担が明確に決められている制度あり、県の都合で負担を変えるという事ありません。
岡村会長	他にご意見が無いようでしたら報告事項の①については終了しまして、報告事項の②に移ります。「②令和元年度見附市国民健康保険事業業務報告について」事務局に説明を求めます。
山田係長	報告事項②令和元年度の国民健康保険事業・業務報告について説明いたします。『資料 2』をご覧ください。 『1 国保税の収納関係』についてです。(A) の調定額というのは税額を

決定し通知をした金額になります。(B) 収納額はそのうち年度中に実際に納めていただいた金額になります。差し引きされた「収入未済額」というのは俗に言う「滞納額」ということになります。

「現年分」「滞納分」とありますが、現年分というのはその年度分の保険税ですので令和元年度分の保険税のことです。滞納分というのはそれ以前の年度の未納額が繰り越された分です。令和元年度の収納率は、現年分が 96.93%、滞納分が 32.86%、全体で 91.96%となりました。前年度との比較では、現年分は 0.22 ポイントの増、滞納分は 6.18 ポイントの減となり、全体では 0.25 ポイントの増加となりました。この収納率は県内 20 市中では現年度分が 4 位、滞納繰越分が 1 位という高い収納率になります。

『2 被保険者及び医療費の状況』についてです。年度平均の国保世帯数、被保険者数は前年度と比較し 87 世帯の減、被保険者数では 329 人の減となっています。国保加入者は 10 年前には 1 万人ほどおられましたが、そこからずっと減少が続いています。続いて、裏面をご覧ください。

医療費の状況ですが、表の右側、太線で囲んである「1 人当り医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。折れ線グラフをご覧ください。青い線が見附市です。平成 30 年度は国、県よりも低い額となっていました。令和元年度では急に増加し 387,888 円となり、前年度より 2 万 4 千円ほど増えています。この点については後で別に説明します。

『3 国保ドックの受診実績』をご覧ください。

見附市国保では満 30 歳以上の被保険者を対象に費用額の 7 割を助成しています。人間ドックは、前年度から 2 人減少し 209 人が受診しました。脳ドックは 6 月頃に 65 歳の年齢の方を対象に受診勧奨を行ったことによりその年代の受診が増え、前年度から 9 人増の 69 人が受診されました。消費税増税により 10 月から自己負担額が増えましたが、受診者数には影響がなかったようです。

『4 特定健診・保健指導の受診率』についてです。

特定健診受診率の令和元年度分については 12 月にならないと確定値が出ない為、速報値になります。しかし概ね固まっているのでそう大きくは変わらない見込みです。それでいうと令和元年度は 52.1%ということで平成 29 年、30 年と連続して減少していた受診率がやっと上昇に転じたこととなりますし、それも結構な上げ幅になる見込みです。受診率向上に向けた取組みとしては「未受診者への個別の受診勧奨案内」「追加健診枠の拡

大とそれに向けた受診勧奨案内や地区回覧の実施」「がん検診も同日に受けられる『半日ミニドック』の拡充」といったことを行い、その取組みが有効であったと思われます。

特定保健指導の実施率は、平成 28 年度から徐々に上昇し 30 年度では 46.5%となっています。目標値としては健診も保健指導も令和 5 年度までに 60%という目標がありますのでそれに向けて取り組みを進めて行きたいと思います。

報告 2 についての説明は以上になりますが、先ほどの説明のなかでお話した、1 人当たり医療費が急に増えたという点について若干分析したところをお話させていただきたいと思います。

本日お配りした資料 1 ページをご覧ください。

1 人当たり医療費が増加した理由でまずあげられるのが「被保険者数は減っているが、高齢者数は増えている」ということです。一番医療費の高い年齢層である 70 歳～74 歳の被保険者数については棒グラフのとおり毎年増加しています。これは団塊の世代の方々がちょうどこの年齢層になっているのが主な原因です。2025 年問題といって 2025 年に団塊の世代に後期高齢になるといわれていますが、その直前である今はこの 70 歳～74 歳の層が団塊の世代が一番多い時になります。よってもう数年はこの状況は続くのかと思います。その下の 65～69 歳の層はほぼ横ばい、64 歳以下は被保険者数が減少しています。被保険者は減っているのに医療費は減らない、というのはこの事が大きな原因となっています。

2 ページをご覧ください。とはいえ、令和元年度の 1 人当たり医療費は前年に比べて約 24,000 円増加しており、他の年と比べても突出しています。先に結論を言いますと「9 月以降の入院費が例年になく増加していた」というのが昨年度の医療費の増えた原因です。グラフは月ごとの 1 人当たり医療費の推移を近 2 年と比較したもので、緑色の線が令和元年度です。例年だと 10 月がピークでそこから下降していく傾向にありますが、昨年度は 11 月、12 月とさらに上昇し、例年との差が大きくなっています。この部分が大幅増の原因と考えられます。

3 ページに外来、入院に分けたグラフを載せています。左側のグラフは棒グラフが件数、折れ線グラフが費用額になります。

外来については近 2 年と比べても大きな違いは見られません。

入院は件数、費用額とも 9 月頃から近 2 年に比べ増加しています。1 人

	当たり費用額も 9 月から高く推移しています。 このことから外来ではなく、入院の増、特に 9 月以降の増加が 1 人当たり医療費の増加原因となっているといえます。 最後に 4 ページをご覧ください。KDB、国保データベースというものがあるのですが、それで確認できる入院の主要な疾病の費用額推移をグラフにしました。ただし入院 1 件につき 1 つの疾病ということではなくいくつもの疾病がダブルカウント、トリプルカウントされている場合もあります。 これをみると「脂質異常症」をともなうもの、「脳血管疾患」をともなうものというところの 9 月診療以降分が例年よりも高くなっています。保健師からは高額レセプトを見ている中で感覚的に昨年秋冬あたりに脳卒中の高額レセプトが多くなっていると感じていたという話も聞いており、ここの数字とリンクしますのでこちらへんが増加の原因に係っているのかなと思っています。 今年度に入り 1 人当たり医療費の推移は 3 月診療分からは概ねいつもと同じ位に戻っています。しかし一番直近の請求である 6 月診療分ではまた大きく増加をしていましたので、今後も推移を注視したいと思います。 以上になります。
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
山谷委員	令和元年度の医療費が上がっているということですがこれは見附市だけの傾向なのか、他の市も同じなのか教えてください。
山田係長	県の平均の数字がでるのが 1 年後になるので明確な比較数字は無いのですが、他市の状況では見附市と同じように 9 月くらいから急に増えたという特徴は無いようですし、他市の国保係長と情報交換する中でも見附市のように急に 1 人当たり医療費が 2 万 4 千円も増えたという声は聞けませんでしたので、たとえば診療報酬の改定により全体的に増加している、という傾向があるわけでは無いようです。
河村委員	以前見附市は高血圧の患者が県内でも多い、というのを聞きした記憶があるのですが、そういった原因を調べて対策していくという事は無いのでしょうか。見附市の医療費がかさんでいるのは高血圧や、こういった原因によるものですよ、と広報するというのは必要な事だと思います。
山田係長	本日配布資料の 2 ページの表にあるように 1 人当たり医療費の増減をみても、同じ幅で増えているわけでもなくて、平成 28 年からプラス 4,017 円、プラス 14,578 円、マイナス 4,916 円、そして今回はプラス 24,725 円

	となっていて、ジグザグな上がり幅で推移しています。そうすると単年度の増減だけ一喜一憂するのではなく、ある程度広いスパンで見ていく必要があるのだと思います。現在見附市の保健事業はデータヘルス計画という平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間の計画のもとで動いていますが、今年はその中間年ということでここまでの事業の評価や見直しをする年となっており作業に着手しているところです。こういった動きの中で短期的、または中期的な傾向を見ながら、中間評価、中間見直しをしていきたいと思っています。
野崎係長	検診・予防係長の野崎です。検診の立場からお伝えできることをお話させていただければと思います。 見附市の特徴としては高血糖を表す HbA1c の数値で有所見を表す方が他市に比べて多い、またメタボの該当者も多いというものがあります。多くの方に周知して自分事として考えてもらう必要があると考えています。そうすることで予防につながれば良いと思いますので皆様にも「健診は大事だよ」「健診を受けるといいよ」といったことをロコミで広めていただけるとありがたいです。
河村委員	毎年 1 月にある健診の意向調査も回収率が 50%くらいだと以前お聞きしました。いまでもそのくらいなのでしょう。
山田係長	今年の数字で言いますと、14,610 世帯へ送付し、回収が 7,909 世帯。回収率 54.14%となっています。
河村委員	国保税のところで滞納分の収納率 32.68%というのは何に対しての何の率なのでしょう。
山田係長	滞納分の調定額 5,400 万円に対して 1,780 万円収納した、というのが滞納分の収納率 32.86%になります。この調定額は平成 30 年以前の保険税の中で未納だった分になります。令和元年度では収入未済額として現年分、滞納分合わせて 5,300 万円とありますが、これが今度は令和 2 年度の滞納分として調定される、ということになります。
河村委員	制度として無くなった「退職者医療制度」というのは社会保険をやめたときに 2 年間は社会保険を継続できるという制度のことでしょうか。
山田係長	いまおっしゃったのは社会保険の任意継続という制度でこれとは違うものです。 退職者医療制度は 20 歳から 60 歳のうち 20 年以上社会保険に入っていた方が国保加入された場合、その方を「退職被保険者」としてその方が医療を受けた際の費用は国保ではなく社会保険からの拠出金で賄う、という制度です。しかし後期高齢者医療制度が始まった平成 20 年に医療制度が全体的に見直され、前期高齢者納付金という形で社会保険が国保へ拠出金を出すというシステムができあがったので、退職者医療制度はもう無くし

	ます、ということになり、廃止されました。
岡村会長	他にご質問等がなければ報告事項の②については以上でよろしいでしょうか。 それでは次の「③国保事業における新型コロナウイルス感染症に係る取組みについて」の説明を求めます。
山田係長	資料3をご覧ください。 新型コロナウイルス感染症については幸い見附市ではいまのところ感染者は発生していませんが、市民生活に大きな影響を及ぼしているところですが、市でも様々な支援策を行っているところですが、国保関係で実施している支援策についてここで説明させていただきます。 まず一つ目が国保税の減免です。減免対象世帯は ①新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を追った世帯。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入の減少率が10分の3以上の世帯。 です。①は対象となれば全額免除になりますが、見附市では今のところ感染者が出ていないので対象世帯はありません。 ②の場合の減免額は『減免額の計算式』に書いてあるように「対象保険税額×減免割合」で計算されます。対象保険税額は$A \times B \div C$と書いてありますが、要するにコロナの影響で減少する所得が、その世帯の前年度所得合計のうちどれだけを占めていたかの割合により算出されます。 主たる生計維持者の前年度所得に応じ、表のとおり減免の割合が変わるようになります。 国保税減免については、7月3日に全戸配布した国保健康だよりへの記事掲載や、7月15日の国保税本算定通知書に同封したチラシなどでお知らせしたほか、市のホームページにも掲載しています。 直近の申請状況を税務課に確認したところ、今のところ10世帯から申請がなされているとの事です。 減免した保険税額については国から全額が補てんされる予定になっています。 つづきまして国保傷病手当金について説明します。裏面をごらんください。 傷病手当金は新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる症状によりお勤めする事ができなかった期間について支払うものです。この

	支払い根拠となる条例がありませんでしたので、4月21日付けで見附市国民健康保険条例を専決により一部改正しております。 対象者はここに記載の3点すべてに該当する方です。 ①では「勤務先から給与支払いを受けている方」とありますので、自営業や農業などの方は対象外になります。 ②では新型コロナウイルスに感染した人の他、感染が疑われたる人も対象になります。この部分については提出書類のうち医療機関から提出してもらう申請書により確認することになります。 ③に労務に服する事ができなかった期間に給与の支払いを受けられなかった方とありますので、有給休暇などで休んだ場合は対象外です。 支給額する1日当たりの額は直近3ヶ月の給与収入から計算した1日当たり平均額の2/3になり、労務できない期間のうち就労を予定していた日数分になります。最初の3日分は「待機期間」という扱いで支給対象外になるため4日目から起算します。 資料では適用期間は9月30日までの間となっていますが、ちょうど本日国からの通知がありまして、12月31日まで延期するとされたところですので、見附市でもそのように対応します。 こちらで支給した手当額については国から全額補てんされる予定になっています。今現在では1件の申請があり支給済みです。 また、資料には記載しておりませんが、国保関係でコロナの影響を受けたものとしては、特定健診が当初予定していた5月に前期分を行うことができませんでした。今後はもともと予定していた8月、9月の健診にプラスして11月、12月にも日程を確保し、全部予約制にしたうえで健診を行うことになっています。 以上で説明を終わります。
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
河村委員	年金生活者は傷病手当金の対象にはならないのでしょうか。
山田係長	傷病手当金については、新型コロナに感染したことによりお勤めすることができなかった方への、給料補償とは違いますがそのような意味合いを持つものですので、お勤めされていない方は対象外となります。
岡村会長	それでは本日用意された会議予定はこれで終了となりますが、「4 その

	他」として何かございますでしょうか。
山田係長	先ほどお話をさせていただきましたが、今年はデータヘルス計画の中間評価、見直しの年となっておりますので、作業をして次回2月の国保運営協議会の際に皆様にお示しするような形になるかと思っておりますのでよろしくお願い致します。 ※その他オンライン資格確認の関係で委員各位から情報収集。議事とは関係無い事項のため、議事録記載は割愛します。
岡村会長	それでは以上を持ちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございました。 (終了：午後2時35分)

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名